

ドイツの原発報道の実態 ～ZDF・その3～

ZDF (ドイツのテレビ局) が日本政府と東京電力の対応を絶賛

Heute Show 「犯罪会社東電」 - YouTube



○動画の説明 (YouTube掲載ページ) より:
obenquakenさんが2011/10/17にアップロード
ドイツのニュース風刺番組で2011年4月1日に福島事故問題が取り上げられました

ドイツの原発報道の実態 ～ZDF・その3～

ZDF (ドイツのテレビ局) が日本政府と東京電力の対応を絶賛

Heute Show 「犯罪会社東電」 - YouTube



○動画の説明 (YouTube掲載ページ) より:
obenquakenさんが2011/10/17にアップロード
ドイツのニュース風刺番組で2011年4月1日に福島事故問題が取り上げられました

ドイツの原発報道の実態 ～ZDF・その3～

ZDF (ドイツのテレビ局) が日本政府と東京電力の対応を絶賛

Heute Show 「犯罪会社東電」 - YouTube



○動画の説明 (YouTube掲載ページ) より:
obenquakenさんが2011/10/17にアップロード
ドイツのニュース風刺番組で2011年4月1日に福島事故問題が取り上げられました

ドイツの原発報道の感想

1. ドイツではこうした事態が発生した直後には、かならず各党の専門家、担当者（この場合は、原発担当、エネルギー担当、災害避難の担当など）と外部の専門家を交えて、各党の意見と採択しなければならない手当についての討論時間が組み込まれます。

ドイツ・フライブルク市在住の日本人環境ジャーナリスト村上敦氏

ドイツの原発報道の実態 ～ZDF・その3～

ZDF (ドイツのテレビ局) が日本政府と東京電力の対応を絶賛

Heute Show 「犯罪会社東電」 - YouTube



○動画の説明 (YouTube掲載ページ) より:
obenquakenさんが2011/10/17にアップロード
ドイツのニュース風刺番組で2011年4月1日に福島事故問題が取り上げられました

ドイツの原発報道の感想

2. またドイツで考えられないのは、たとえば東電や保安院の会見の取材において、原子力に関する専門知識をもたない記者が配置され、せっかくの専門家（あるいは専門家に近い）からの一次情報の提供の機会が、効率的に運営されていないことです。また、東電や保安院の会見での情報提供者の専門性にも、疑問符が付きまます。

ドイツ・フライブルク市在住の日本人環境ジャーナリスト村上敦氏

ドイツの原発報道の感想

3. そしてメディアは、そうして得られた一次情報を元に、記事を作り、その担当記者が直接、あるいは司会者を通して、一般市民に理解できる内容の報道が行なわれるわけですが、当然、その際には、別の立場の専門家による解説が行なわれることとなります。

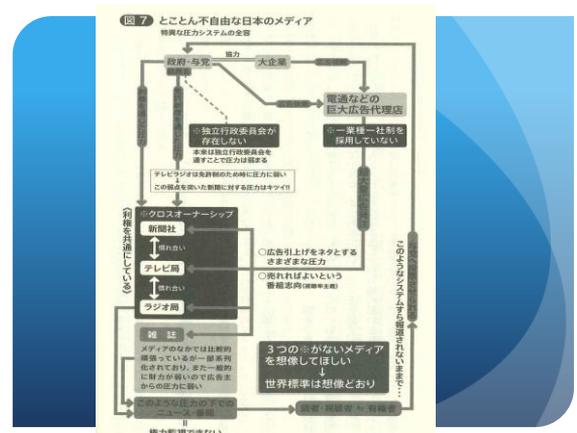
ドイツ・フライブルク市在住の日本人環境ジャーナリスト村上敦氏

→ 川島隆さん、お願いします

ドイツの原発報道の感想

4. そして日独でもっとも異なっていると気づいた点は、日本のメディアでは現状の状態と合わせて、最悪の事態の想定に基づいた報道がなされていないことです。

ドイツ・フライブルク市在住の日本人環境ジャーナリスト村上敦氏



マスメディアが自由に報道できるかどうかのチェックポイント

- 1 外部からの圧力を防ぐ仕組みの有無
 - i) 立法府 (国会)
 - ii) 行政府 (政府=内閣+官僚)
 - iii) スポンサー (+広告代理店)
- 2 内部からの圧力を防ぐ仕組みの有無
- 3 マスメディア以外の情報を伝えるメディアの有無
- 4 そのほかの工夫

システムその1 ～独立行政委員会の不在～



政府（総務省）支配による弊害

行政指導

政治的圧力

放送免許の恣意的交付

系列化の弊害

一般的には

実態は

権力との癒着が相互批判されないために強固になる

言論の多様性が失われる

権力チェックできない

系列化の弊害の実例（以前の米国）

ウォーターゲート事件でワシントンポストに追及されていたニクソン大統領と側近の発言（1972年9月15日録音）

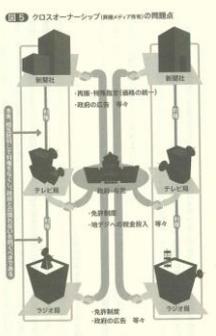
ニクソン「ワシントンポストがとんでもないことを書き続けていることが問題だ。彼らは、テレビ局を持っていたな。」

側近「確かに持ってます」

ニクソン「そろそろ、免許の更新だったな」

側近「彼らはラジオ局も持っていますよ」

システムその2～系列化～



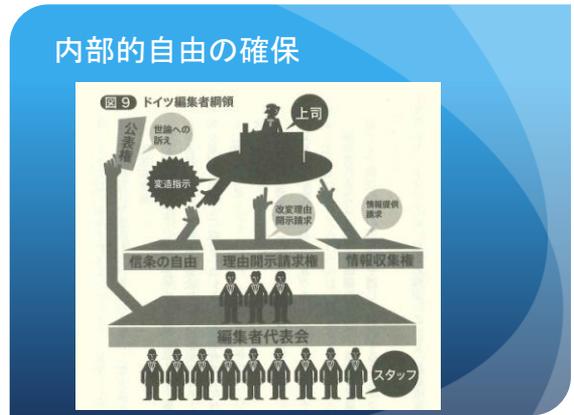
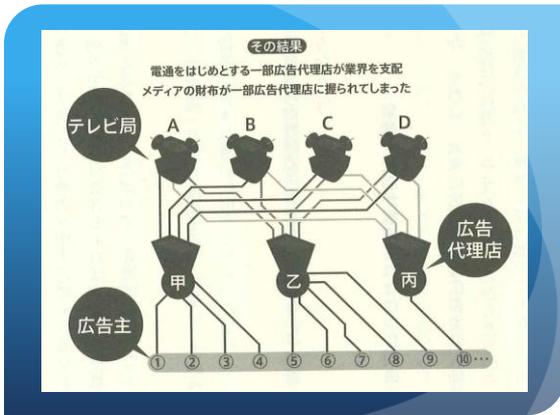
テレビの利権
電波の使用料金
地デジ化への公的資金

新聞の利権
再販・特殊指定

システムその3

～業種一社性不存在～





巨大代理店の弊害

メディアが財布を握られる

- 代理店を通した圧力に弱い

政府公報をも担当する

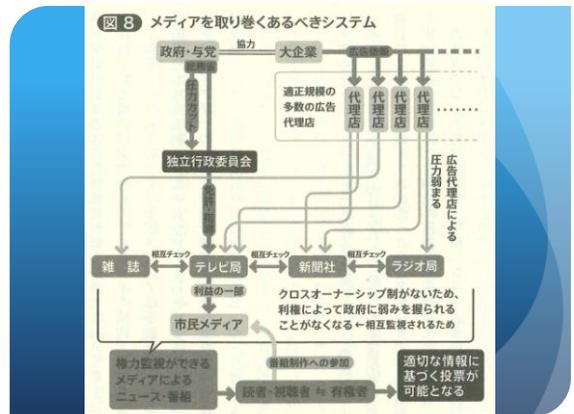
- 代理店にとって政府も顧客

独占禁止の考え方の導入

- 視聴率合計の制限...大衆迎合番組を減らす
- 新聞の寡占率の制限...多様な言論
- ドキュメンタリー枠の確保義務
 - 新聞での試み＝東京新聞特報面
- 儲かる業種にならないように法的に工夫して定める
 - 利益優先主義の経営者が敬遠する業界にする＝報道機関は普通の会社（利潤優先会社）であってはならない

公正取引委員会／広告業界の取引実態に関する調査報告書（2005年）

- ① 電通をはじめとする有力な広告会社がCM枠の大部分を確保
このため、それ以外の広告会社が広告主の入れ替わるCM枠の情報に接する機会（新規参入広告会社等にとっての取引機会）が限定
- ② 既存の広告主が優先される原則
このため、広告主の入れ替わるCM枠が、CM枠の一部に限定
- ③ テレビ局による情報開示が少ない
テレビ局による広告主の入れ替わるCM枠に関する情報開示が少なく、CM枠取引では広告会社による広告主に対する相対での見込みセールスが行われている。このため、中小規模の広告会社は一層取引の機会（情報）に接する可能性が限定



反論「仕組みの問題だけではない」



【仕組みの問題が重要だとする独連邦憲法裁の受信料への州議会関与違憲判決より抜粋】
 事後的審査は、法律の定めた手続きにおいて瑕疵を確認し、修正することが可能であることを前提とするが、**目的から離れた影響はたいてい発見することもできず、法廷の結果においても読み取ることができないので、その影響は事後的にも修正されえない。**それゆえ、**あらかじめ危険の源泉から、違法な権限行使の可能性をできる限り排除する法的構造が準備されなければならない**

...では、今、何ができるか～2

2 国会などに陳情する際に、マスメディアを取り巻く制度を他国並みにするようついでに求めて欲しい（ロビイング）

→参考になるのが、comrightsの情報（最近更新していないが...）

<http://www28.atwiki.jp/comrights/>

...では、いま、何ができるのか

1 市民メディアなどによる情報発信を支援する（寄付、入会）

たとえば、OUR PLANET TV

岩上安身さんのサイト

日本ビデオニュース

デモクラシーナウ

レイバーネットTV

...そして、NPJも

...では、いま、何ができるか～3

メディアの特殊性～消費傾向による批判が及びにくい



読者・視聴者として意見を伝える



権力監視報道を賞賛し、
権力迎合報道を批判する

...では、今、何ができるか～1

2 国会などに陳情する際に、マスメディアを取り巻く制度を他国並みにするようついでに求めて欲しい（ロビイング）

→参考になるのが、comrightsの情報（最近更新していないが...）

<http://www28.atwiki.jp/comrights/>